

## 首里城火災で影響を受けた事業者に対する中小企業セーフティネット資金の適用について

この度の首里城火災で影響を受けられた中小企業の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、県では、首里城火災で影響を受けた中小企業の皆様に金融支援を行うため、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4（災害等被害対応貸付）の取扱いを下記のとおり行います。

### 記

#### 1 融資対象者

事業歴が1年以上で、令和元年10月31日に発生した首里城火災の影響を受けた中小企業者、協同組合等（農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽業の一部業種は対象となりません）

#### 2 融資対象となる地域

原則、那覇市内（那覇市以外の市町村は、個別の事案ごとに融資対象となるか検討しますので、下記へお問い合わせください。）

#### 3 資金用途

災害被害対応に係る事業資金

#### 4 融資限度額

運転のみ3,000万円（一般保証枠適用）

#### 5 融資期間

7年（据置1年）

#### 6 融資利率

0.90%

#### 7 保証料率

0%（保証料については県が全額負担致します）

#### 8 金融機関への融資申込期間

令和元年11月19日から

#### 9 融資申込みの方法

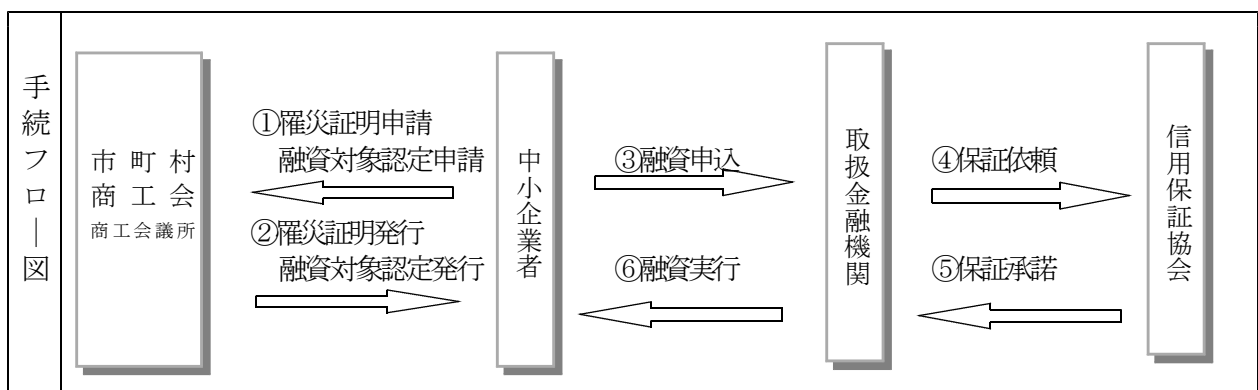
那覇市長（各市町村長）若しくは那覇商工会議所会頭（各商工会会議所会頭、各商工会会長）から融資対象認定書を取得後、当該証明書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

#### 10 取扱金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫  
沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行

#### 11 その他

運転資金のみが対象となります。



#### 【問合せ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課（金融班）

電話：098-866-2343 FAX：098-861-4661